



トピックス

2024年11月19日

「103万円の壁」の引き上げ、人手不足の緩和効果は限定的か

手取り減少の回避を目的に税・社会保険を負担しないように労働時間を抑える問題を指す「年収の壁」が議論の俎上に上がっています。このうち、所得税の非課税枠にあたる「103万円の壁」については、国民民主党が178万円に引き上げるように求めており、与党との協議を進めています。「103万円の壁」が引き上げられると、所得税の減税により家計の手取りを増やす効果に加え、これまで年収が103万円を超えないように就労時間を調整（就業調整）していた労働者が労働時間を増やし、日本の人手不足を和らげる効果が期待されるとの見方もあります。以下では、「103万円の壁」について整理したうえで、その引き上げが日本の労働供給に与える影響について分析しました。

働き控えを招く「103万円の壁」

103万円という年収のラインは、働き手次第で捉え方が異なりますが、主に3つの意味があります（図表1）。

図表1. 年収が103万円を超えることによる影響

	本人の手取り収入への影響	世帯全体の手取り収入への影響	
	全員	被扶養配偶者のケース (パート主婦など)	それ以外の被扶養者のケース (学生アルバイトなど)
①所得税の非課税枠	超過分に所得税が課税 (手取りの逆転は発生せず)	-	-
②配偶者控除から 配偶者特別控除への切り替え	-	150万円を超えない限り、 扶養者の税負担は変化しない (手取りの逆転は発生せず)	-
③扶養控除の適用除外	-	-	扶養者の税負担が増加 (手取りの逆転が発生)

(出所) 各種資料を基に、しんきん投信作成

第1に、所得税の非課税枠です。給与所得者は、年収が103万円（基礎控除48万円と給与所得控除55万円の合計）を上回ると所得税が徴収されますが、超過分のみ所得税が課税されます。つまり、年収が103万を上回ったとしても、額面年収が増加すると手取りが減ってしまう現象（手取りの逆転）は発生しません。

第2に、配偶者控除が配偶者特別控除に切り替わる基準です。被扶養配偶者の年収が103万円を上回ると、扶養者の配偶者控除の適用が外れます。しかし、配偶者特別控除が適用され、年収が150万円以下である限り、配偶者特別控除は配偶者控除と同額が設定されるため、税負担は変化しません。そのため、手取りの逆転は発生しません。

第3に、扶養控除の適用から外れる基準です。配偶者以外の被扶養者の年収が103万円を超えると、税制上の扶養から外れるため、扶養控除額に対する税金が扶養者に課税されます。世帯全体でみると手取りの逆転が発生することになります。特に、被扶養者が19～22歳の場合は、特定扶養控除の適用により控除額が上乗せされているため、「103万円の壁」を越えることによる手取りの減少幅は大きくなります。

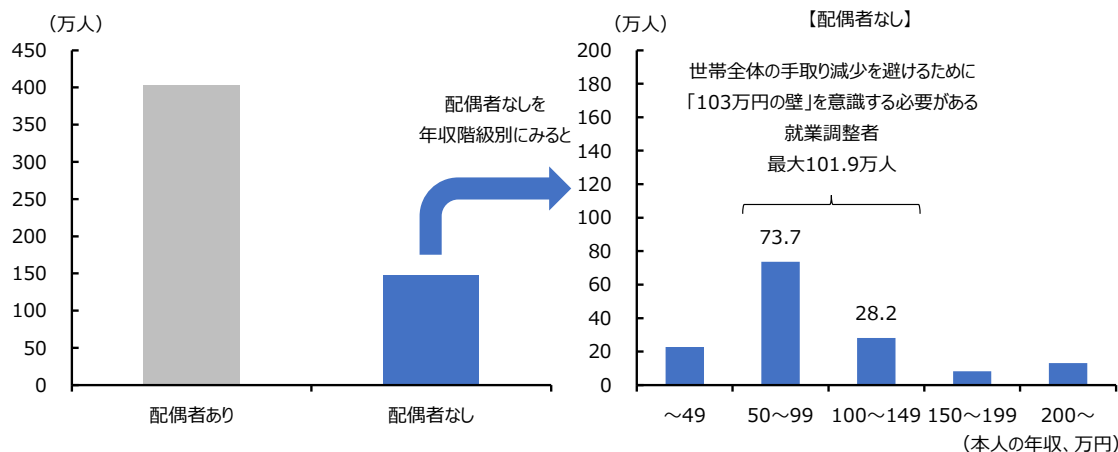
以上を踏まえると、年収が103万円を超過した場合、労働者本人の手取りは減少しませんが、世帯全体での手取りが逆転してしまうケースがあります。それは、扶養控除の適用が外れることによるもので、主に扶養内で働く学生アルバイトなどが該当します。



しんきんアセットマネジメント投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第338号
 Shinkin Asset Management Co., Ltd. 加入協会／一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
 〒104-0031東京都中央区京橋3丁目8番1号 URL : [https:// www. skam. co. jp](https://www.skam.co.jp)

そのため、就業調整をしている労働者（就業調整者）のうち、「103 万円の壁」が手取りの逆転につながるケースは限られています。総務省「就業構造基本調査（2022 年）」によると、就業調整者は 550 万人に上りますが、そのなかで手取り減少を避けるために「103 万円の壁」を意識する必要がある就業者は最大で 102 万人程度と、就業調整者全体の 19%に過ぎません（図表 2）。残りの 8 割以上の就業調整者（主にパート主婦）については、特に「103 万円の壁」を意識する必要がないように思えます。

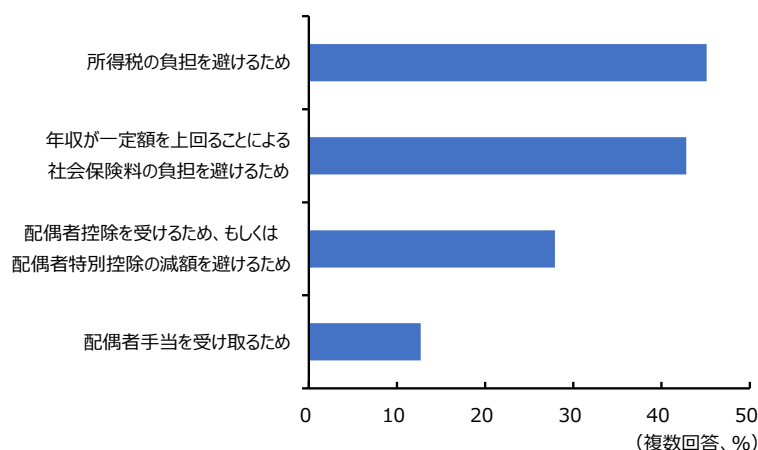
図表2. 就業調整者の分布（2022年）



(出所) 総務省よりデータを取得し、しんきん投信作成

しかし、実際には、就業調整をしている労働者の多くが「103 万円の壁」を意識しています。厚生労働省「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査（2021 年）」によると、就業調整をした理由として、所得税の負担の回避を挙げた労働者は 45%にも上ります（図表 3）。また、近藤・深井（2023）¹は、社会保険料の発生により手取りが大きく減少する「130 万円の壁」に比べると、「103 万円の壁」の税負担増加は軽微であるにも関わらず、多くの既婚女性が 103 万円以下に年収を調整していたことを明らかにしています。この背景には、税・社会保険以外に扶養者の勤め先企業の配偶者手当などが年収を 103 万円に抑えることを誘引した可能性があるほか、複雑な税・社会保険制度が「103 万円の壁」を超えることによる負担の正確な把握を困難にし、デメリットが過剰に見積もられた可能性が考えられます。

図表3. 就業調整の理由（2021年）



(出所) 厚生労働省よりデータを取得し、しんきん投信作成

¹ 近藤絢子・深井太洋（2023）、「市町村税務データを用いた既婚女性の就労調整の分析」、RIETI Discussion Paper Series、23-J-049.



しんきんアセットマネジメント投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第338号
 Shinkin Asset Management Co., Ltd. 加入協会／一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
 〒104-0031東京都中央区京橋3丁目8番1号 URL : [https:// www.skam.co.jp](https://www.skam.co.jp)

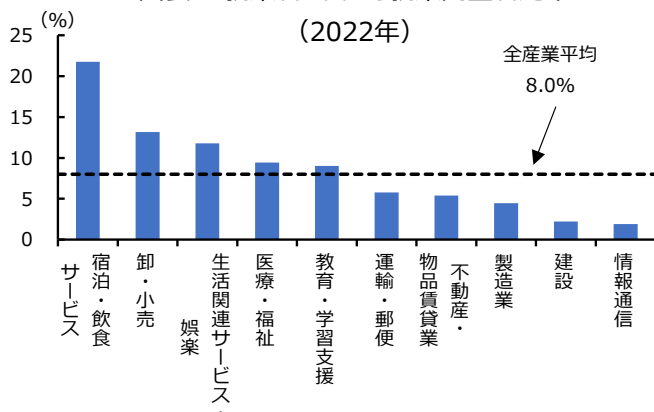
「103 万円の壁」の引き上げによる労働供給の増加余地は限られるほか、その恩恵は一部の業種に集中

こうした現状を踏まえると、「103 万円の壁」が引き上げられることで、日本の人手不足の緩和が期待されるとの見方があります。所得税の非課税枠とともに、扶養控除の適用水準が引き上げられるケースを想定すると、「103 万円の壁」を意識する就業調整者は減り、労働時間が増える可能性はあります。もっとも、以下の 2 つの理由から人手不足を和らげる効果は限定的になるとみられます。

第 1 に、労働供給の増加余地は限られるためです。「103 万円の壁」が取り払われたとしても、社会保険制度に起因する「年収の壁」は残ります。この壁は、労働者の勤め先や学生か否かなどによって、壁の高さ(106 万円もしくは 130 万円)は異なりますが、ラインを上回ると社会保険料の負担が発生し、本人の手取り収入が減少します。そのため、仮に、国民民主党の要求通りに、「103 万円の壁」が 178 万円に引き上げられたとしても、多くの労働者は社会保険料の負担回避を目的に年収をこのラインを超えないように調整する可能性が高いとみられます。なお、社会保険制度に関する「年収の壁」についても見直す動きが出てきていますが、この壁を完全に解消するためには年金を中心とする社会保険制度の抜本的な改革が求められ、その実行は容易でないとみられます。

第 2 に、労働供給の増加が一部の業種に偏るためです。試算によると、就業調整を行っている労働者は、宿泊・飲食サービス、卸・小売や生活関連サービス・娯楽に集中しています(図表 4)。そのため、就業調整者の労働時間が増えたとしても、その影響は業種間でのばらつきが大きくなるとみられます。日本では業種をまたぐ転職の動きは限られていることや、業種間で求められるスキルセットが大きく異なることから、他業種に労働供給の増加が波及する可能性は低いです。「103 万円の壁」が引き上げられた場合、労働供給の増加による恩恵を受けることができるのは、主に、飲食・宿泊サービス、対個人サービス、卸・小売といった業種に限られ、建設や運輸・郵便では人手不足が深刻な状況が続くとみられます(図表 5)。

図表4. 就業者に占める就業調整者比率

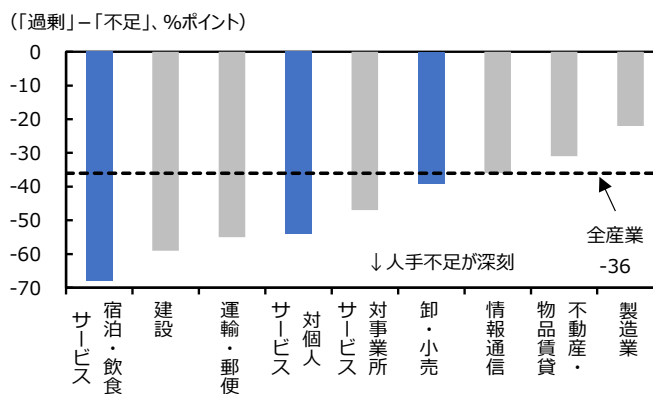


(注) 就業者の属性(性別、年齢、雇用形態、所得)ごとの就業調整者比率に、該当する業種の就業者数をかけ合わせることで算出。

(出所) 総務省よりデータを取得し、しんきん投信加工

図表5. 雇用人員判断DI

(2024年9月調査、全規模・全産業)



(注) 青色は、就業調整者比率が全産業平均よりも高い業種。

(出所) 日本銀行よりデータを取得し、しんきん投信作成

(エコノミスト 北辻 宗幹)



しんきんアセットマネジメント投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第338号
Shinkin Asset Management Co., Ltd. 加入協会／一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
〒104-0031東京都中央区京橋3丁目8番1号 URL : [https:// www.skam.co.jp](https://www.skam.co.jp)

＜本資料に関してご留意していただきたい事項＞

※本資料は、ご投資家の皆様に投資判断の参考となる情報の提供を目的として、しんきんアセットマネジメント投信株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

※本資料は、信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。また、いかなるデータも過去のものであり、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。

※本資料の内容は、当社の見解を示しているに過ぎず、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。記載内容は作成時点のものであり、予告なく変更する場合があります。

※投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の補償の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

※投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。

※特定ファンドの取得のお申込みに当たっては、販売会社より当該ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ又は同時にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。

【お申込みに際しての留意事項】

■投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。

また、投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■投資信託に係る費用について

(お客様に直接ご負担いただく費用)

- ◆ ご購入時の費用・・・購入時手数料 上限 3.3%(税抜 3.0%)
- ◆ ご換金時の費用・・・信託財産留保額 上限 0.3%

(保有期間中に間接的にご負担いただく費用)

- ◆ 運用管理費用(信託報酬)・・・純資産総額に対して、上限年率 1.628%(税抜年率 1.48%)
- ◆ その他の費用・・・監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券売買時の売買手数料等および外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客様が間接的に支払う費用として、当該ファンドの資産から支払われる運用管理費用、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。投資信託に係る上記費用(手数料等)の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、しんきんアセットマネジメント投信が運用する全ての投資信託のうち、ご負担いただくそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資される際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくお読みください。

※本資料で使用している各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はそれぞれの指数の開発元もしくは公表元に帰属します。